

三井住友海上プライマリー生命Vポイント還元規約

第1条（目的）

本規約は、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社（以下、「当社」といいます）を引受保険会社とし、三井住友カード株式会社（以下、「三井住友カード」といいます）を保険募集代理店とする保険契約を締結したお客さま（以下、「保険契約者」といいます）に対して、当社が三井住友カードを通じてVポイント（注）を還元するにあたり、その諸条件を定めるものです。なお、本ポイント還元は、募集経費の削減効果を保険契約者に還元する制度です。

（注）三井住友カードが発行する V ポイント（SMBC グループ）と CCCMK ホールディングス株式会社が発行する V ポイントを総称していいます（以下、「ポイント」といいます）。

第2条（ポイントの還元）

- つぎの各号に掲げる条件をいずれも満たす場合、当社は、保険契約ごとの月額保険料に 1% を乗じた額に相当するポイント（注 1）を保険期間にわたり保険契約者に還元します（注 2）。
 - 三井住友カードを通じて締結した保険契約（注 3）であり、当社がインターネット上に設けた所定の画面上で保険契約者から本規約への同意を取得していること
 - 前号の保険契約の保険契約者が三井住友カードの指定する ID（以下、「ID」といいます）の所有者（注 4、注 5）であり、ポイント還元日の属する月の当社所定の日までに保険契約者がポイント還元先となる ID を指定すること
 - ポイント還元日の属する月の前月末日において第 1 号の保険契約が有効であり、かつ、ポイント還元日において前号の保険契約者が指定した ID が有効であること

（注 1）1 円＝1 ポイントで換算したポイント数とし、小数点以下のポイントは切り捨てます。

（注 2）保険料払込期間とその期間中の保険料の払い込みがともに完了した場合には、それ以降ポイント還元は行いません。また、その保険契約の被保険者が約款および付加される特約に定める保険料の払込免除事由に該当し、保険料の払い込みが免除される場合には、免除された保険料に対してはポイント還元を行いません。

（注 3）その保険契約が更新された場合は、更新後の保険契約を含みます。

（注 4）ID は保険契約者本人名義のものに限ります。ただし、家族カードの発行に伴い設定される ID を指定した場合、保険契約者ではなく、本会員に対してポイントが還元されます。

（注 5）ID の所有者のうち、三井住友カードが発行し、ポイントが付与されるカードを保持している者に限ります。
- ポイント還元の時期（ポイント還元日）は、原則、前項のポイントの還元の対象となる保険契約の約款および付加される特約の規定により当社に保険料が払い込まれた月の翌月の当社所定の日とします。
- 第 1 項の規定にかかわらず、保険契約者が、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させた場合には、以後、当社はポイントの還元を行いません。
- 保険契約が生存保障重視型平準払個人年金保険（利率変動型）である場合は、第 1 項の「月額保険料」は、「月額の円払込金額（円入金特約（平準払用）特約条項に規定する円払込金額をいいます。）と三大疾病保険料払込免除特約（平準払定額保険用）特約条項の月額の保険料との合計額」と読み替えます。
- ポイントの還元について、この規約に定めのない事項については、三井住友カードの定める所定の規約に定めるところによります。

第3条（保険料の返還・請求時におけるポイントの取扱い）

- 保険契約の約款および付加される特約の規定により当社が保険料を返還または請求する場合、還元したポイントの返還請求または新たなポイントの還元は行いません。
- 前項の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げる事実のいずれかがあった場合には、当社は、保険契約者に還元したポイントまたは還元したポイントに相当する金額の返還を請求することができます。
 - 保険契約者が、保険金等を不法に取得する目的または第三者に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合で、約款および付加される特約の規定により保険契約が無効となったとき
 - 保険契約者の詐欺によって当社が保険契約を締結した場合で、約款および付加される特約の規定により当社が保険契約を取り消したとき
 - 偽りその他不正な手段によりポイントを取得したことが確認されたとき

第4条（本サービスの変更・終了等）

- 当社は、本規約、本サービスの内容または本サービス提供の条件の変更（対象とする保険契約の変更、ポイント還元率の変更等を含みます）を行うことがあります。

2. 当社は前項の規定により本規約を変更する場合は、その効力発生日を定め、効力発生日までに所定のウェブサイトへの記載またはその他の方法により、つぎの各号に掲げる事項を保険契約者に通知または周知するものとします。
- (1) 本規約を変更すること
 - (2) 変更後の本規約の内容
 - (3) 効力発生日
3. 本ポイントの運営が終了する場合その他やむをえない事由が発生した場合は、当社は、保険契約者に事前の通知または周知を行うことにより、本サービスを終了または停止することがあります。ただし、やむをえない理由がある場合、保険契約者への事前の通知または周知を行うことなく、本サービスを終了または停止することがあります。
4. 当社は、第1項の規定による本サービスの変更、前項の規定による本サービスの終了または停止その他本サービスの提供に関して保険契約者に生じた損害について、当社に故意または重過失があった場合を除き、一切責任を負わないものとします。ただし、当社の過失（重過失を除きます）によって保険契約者に生じた損害については、直接かつ通常の損害についてのみ責任を負うものとします。

以上